

病院敷地内全面禁煙のお知らせ

東京足立病院では、健康増進法に伴う受動喫煙防止対策として、平成 24 年より建物内の全面禁煙化を開始し、敷地内に専用喫煙所を設けることで対応してまいりました。

この度、改正健康増進法の制定により、受動喫煙防止対策に係る新たな制度が整備され、東京都においても受動喫煙防止条例が設けられ、令和元年 7 月 1 日より条例が施行されることとなりました。

この条例では、学校等の教育機関、病院等の医療機関、役所等の行政機関においては、他の施設より一層の受動喫煙防止対策が求められることとなり、当院でも法令の趣旨に従い、医療機関としてこれまで以上の受動喫煙防止対策をとらせて頂くことに致しました。

そのため条例施行日の 7 月 1 日より、病院敷地内全面禁煙とさせていただきますので、是非、皆さまのご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

尚、敷地外での喫煙に関しましても、地域の方々へのご迷惑、公園内や路上喫煙禁止等のルールを遵守頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

医療法人財団厚生協会

東京足立病院 院長